

令和6年度卓越技能者知事表彰実施要領

第1 趣旨

この要領は、表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第3条第1項の規定により、卓越した技能者を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 被表彰者の基準

被表彰者は、次の各項に掲げるすべての要件を充たすものとする。

1 極めて優れた技能を有する者

その者の有する技能の程度が卓越しており、県内を通じて当該技能において第一人者と目されていること。

2 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者

その者の有する卓越した技能を要する職業に関して、就業上の地位にかかわらず、業務に従事している者であること。

3 産業の発展及び労働者の福祉の増進に寄与した者

就業を通じて後進技能者の指導を行い、あるいは技能者の教育、訓練に携わり、技能者の育成に寄与したこと、又は技能に関する工夫、改善等によって、産業の発展及び労働者の福祉の増進に寄与した者であること。

4 県内に居住、就業する者

県内に住所を有し、かつ、就業している者であること。

5 模範的技能者

勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であって、過去において禁錮以上の刑に処せられたことがない者であること。

第3 推薦手続き

1 被表彰候補者の推薦について

推薦を行うことができる者は以下のいずれかとする。

- (1) (一社)長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、(一社)長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、県の職種別団体 等
- (2) 満年齢20歳以上の者で、被推薦者と二親等以内の親族関係にない者

2 被推薦者について

被推薦者は、別表の表中「職種(2)」欄に掲げる職種のうち、1つの職種にのみ推薦できる。

3 提出書類

推薦者が被表彰候補者を知事に推薦する場合は、紙面及び電子データで次の書類を提出するものとする。

- (1) 推薦書（任意様式）
- (2) 調書 1（様式第 1 号）
- (3) 調書 2（様式第 2 号）
- (4) 調書に記載された事項に関する語句説明（別紙）
- (5) 履歴書（様式第 4 号）
- (6) 住民票（写しでも可）
- (7) その他の資料（すべて A 4 版に統一）

被表彰候補者の最も高く評価されている技能の程度及び功績を立証又は説明することのできる資料等を必要最小限提出すること。なお、資料については、カラーコピーを用いるなどして、原則として返還を要しないものを提出すること。ただし、返還を要する場合は、資料の表紙等へ「要返還」と朱書きすること。

（資料例）

ア 新聞記事等

本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙（誌）の記事等

イ 説明書、図面、写真等

本人の製作物、発明、考案、又は改善等に関する説明書、図面、写真等（製作物の現物は添付しないこと。）

改良前と改良後の比較は、なるべく数量的に行い、専門的・技術的分野に関するものについては、平易な解説及びふりがなを付す等の配慮をすること。

ウ 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者（共同の場合は、担当分野を明らかにすること。）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写しを添付すること。

エ 職業能力検定・職業訓練指導員等に係る資料

- ・技能検定、厚生労働大臣が認定する技能審査、社内検定の合格証書、その他資格試験に合格したことを明らかにする書類の写し
- ・技能検定委員の委嘱状の写し
- ・職業訓練指導員免許証の写し

オ 本人の業績に関する表彰状、賞状、感謝状等

公的機関及び業界団体等からの本人の業績に関する表彰状等の写し

第 4 被表彰者の決定

被表彰者は、推薦者が推薦した者の内から、知事が決定するものとする。

第 5 表彰期日・方法等

- 1 表彰は、11 月の人材開発促進月間中に行う。
- 2 被表彰者には、賞状を授与するものとする。